

# 国民健康保険・後期高齢者医療制度のお知らせ

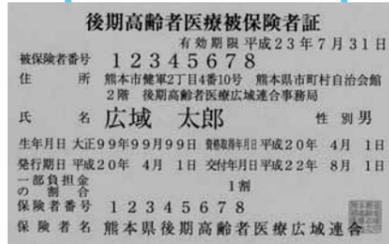
後期高齢者医療被保険者の皆さんへ



国民健康保険証をお使いの皆さんへ



## 新しい保険証はコレ！



今年はオレンジ色です

「後期高齢者医療被保険者証(保険証)」を郵送します

現在使用している保険証(黄色)の有効期限は、7月31日までとなっていますので、7月中に新しい保険証(オレンジ色)を簡易書留で郵送します。8月1日以降は新しい保険証をお使いください。

新しい保険証に記載してある一部負担金の割合は、平成22年度の住民税の課税所得をもとに判定しています。詳細は、保険証と同封予定のリーフレットでご確認ください。

なお、有効期限を過ぎた保険証は適正に処分してください。

70歳から74歳の人へ新しい高齢受給者証を郵送します

現在使用している「国民健康保険高齢受給者証」が更新の時期です。

現在交付している受給者証の有効期限は7月31日までとなっていますので、7月末に新しい受給者証を郵送します。8月1日以降は新しい受給者証をお使いください。

※70歳以上の人に交付している「高齢受給者証」は、「限度額適用認定証」と同じ役割を果たします。

ただし、低所得者Ⅱと低所得者Ⅰの人が限度額の適用を受けるには、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要になります。



入院が決まったら、「限度額適用認定証」の申請を！

町では、入院などで医療費が高額になる人に対して、「限度額適用認定証」を発行しています。

限度額適用認定証を病院に提示すると、窓口での自己負担が少なくなる可能性があります。ただし、国民健康保険税の滞納がある世帯の人には、認定証が交付されない場合があります。詳細はお問い合わせください。

■申請に必要なもの

- 国民健康保険証
- 印かん
- 国民健康保険高齢受給者証(該当者のみ)



「限度額適用・標準負担額減額認定証」が更新されます

現在交付している「限度額適用・標準負担額減額認定証」(黄色)の有効期限は7月31日までとなり、更新が必要になります。8月1日から引き続き該当する人には、新しい認定証(オレンジ色)を郵送します。

対象者は申請を入院中(予定含む)の人でまだ「限度額適用・標準負担額減額認定証」を持っていない人は、申請が必要です。

対象者は、同じ世帯の人全員が住民税非課税の人のみとなります。詳細はお問い合わせください。

■申請に必要なもの

- 後期高齢者医療被保険者証
- 印かん



今年はオレンジ色です

## 自己負担限度額(月額)

### 70歳未満の人

所得区分	自己負担の限度額	4回目以降(※2)
上位所得者(※1)	150,000円+(医療費-500,000円)×1%	83,400円
一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

(※1) 上位所得者とは、同一世帯の国保加入者の基礎控除後の総所得金額の合計額が600万円を超える世帯に属する人。  
(※2) 過去12カ月以内に世帯単位の限度額を超えた支給が4回以上あった場合の4回目以降の上限額。

### 70歳以上75歳未満の人

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者(※3)	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ(※4)	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ(※5)	8,000円	15,000円

(※3) 現役並み所得者とは、同一世帯に課税所得が145万円以上の国保被保険者がいる人。ただし、その該当者が2人以上で収入合計が520万円未満、1人で収入が383万円未満の場合、申請により「一般」の区分と同様となります。  
(※4) 同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税の人(低所得者Ⅰ以外の人)。  
(※5) 同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費、控除(年金の所得は控除額を80万円とし計算)を差し引いたとき0円となる人。

### 「限度額適用認定証」をすでにお持ちの人へ

現在使用している「限度額適用認定証」が更新の時期です。

現在交付している限度額適用認定証の有効期限は7月31日までとなっていますので、引き続きご使用の予定がある人は8月中に更新の申請を行ってください。



平成22年度の保険料が決定決定通知書を郵送します

平成22年度の正式な保険料額が決定しましたので、7月中旬ごろに保険料決定通知書を郵送します。

新規に後期高齢者医療制度に加入した人は、これまで加入していた保険の種類、加入時期などによって、保険料の支払方法や支払時期などが異なりますのでご注意ください。

支払方法が年金差し引きの人、または口座振替にしている人は、①保険料決定通知書と②その他説明資料などを郵送します。

また、直接払いの人は、①、②の他に、納付書を郵送しますので、納付書でお支払ください。

「人間ドック健診補助」と「はり・きゅう券」について

人間ドック健診補助  
後期高齢者医療の被保険者で保険料の未納がない人は、人間ドックを申し込まれると、

一律25,000円を町が補助します。

■受診機関

- 日本赤十字熊本健康管理センター
- 済生会熊本病院健診センター
- 熊本県総合保健センター

### ■健診コース

標準コース、消化器コースなど19コース準備しています(コースによって個人負担が異なります)。

### ■はり・きゅう券

後期高齢者医療の被保険者で保険料の未納がない人およびはり・きゅう療養費の支給を受けていない人は、はり・きゅう券の交付申請をすることで、一回の施術につき1,000円を町が負担し、一人につき年間30枚を交付します。

### ■指定施術所

- ・渡部はり・マッサージ (☎232)4883)
- ・東洋理学鍼灸治療院 (☎232)5628)
- ・緒方鍼灸あんま治療院 (☎232)2166)

問い合わせ

健康・保険課 高齢者医療係

☎ 232-4912

問い合わせ

健康・保険課 国民健康保険係

☎ 232-4912